

キャッシュレス決済導入支援金に関するQ & A (R3.11.26 現在)

申請前に、交付要綱、パンフレット、本Q & Aをご覧ください。

Q1 キャッシュレス決済とは、どのような決済を指すのか。

A1 お札や小銭などの現金を使用せず、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）、バーコード決済、QRコード決済などの電子的な決済手段により、事業者と消費者が対面で、金銭の授受を行うことを指します。

なお、本事業では、銀行等での送金や振込、券売機による食券販売など、事業者と消費者が対面で金銭の授受を行わないものは、交付対象になりません。

Q2 キャッシュレス決済の導入とは、どのような状態を指すのか。

A2 令和2年4月16日から令和4年1月31日までの交付対象期間中に、交付対象となるキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を行い、キャッシュレス決済を初めて又は追加で導入し、かつ、キャッシュレス決済サービスを店頭で開始している状態を指します。

なお、支援金受給後も、キャッシュレス決済導入を1年以上継続して運用することが交付条件となります。

Q3 令和2年4月16日前からキャッシュレス決済を導入している場合は、交付対象となるか。

A3 令和2年4月16日前に導入したキャッシュレス決済は交付対象外となりますが、交付対象期間中に、導入済みのキャッシュレス決済と異なるキャッシュレス決済を追加^{※例1}し、又は同種のキャッシュレス決済の取扱いブランドを追加^{※例2}した場合は、交付対象となります。

(参考例) 導入済みのキャッシュレス決済が、「QRコード決済」のみの場合

例1 交付対象期間中に、クレジットカード決済の取扱いを開始した。

例2 交付対象期間中に、同じQRコード決済の〇〇payの取扱いを開始した。

Q4 野菜等の無人販売所でのキャッシュレスは、交付対象となるか。

A4 本事業では、「対面で、金銭の授受又はキャッシュレス決済を行っていること」を交付対象と規定していますので、「人と人による金銭授受」が常時ある場合には、交付対象となります。

Q5 市内及び市外に店舗を有して事業を行い、全ての店舗でキャッシュレス決済を導入しているが、市外の店舗も交付対象になるか。

A5 市外の店舗は、交付対象になりません。

なお、交付対象となる店舗が市内に2件以上ある場合は、3件まで申請可能です。

Q6 タクシーなど、車内でキャッシュレス決済を行っている場合は、交付対象になるか。

A6 営業許可を受けて事業を営むタクシー事業者、自動車運転代行業者、自動車による移動販売者の場合は、その事業の用に供する自動車1台につき、1店舗とみなします。

この場合も、交付対象となる自動車は2台以上ある場合は、3台までに申請可能です。

キャッシュレス決済導入支援金に関するQ & A (R3.11.26 現在)

Q7 自動車による移動販売など、一定の店舗を有していないが市内で主たる販売事業を行っている場合は、交付対象になるか。

A7 固定の店舗を構えず、スーパーの店頭などで移動販売を行う事業者等については、その出店の大半が、市内で行われていることが確認できる場合は、交付対象となります。

Q8 申請者以外の者が契約してキャッシュレス決済を導入した場合は、交付対象になるか。

A8 交付対象となる店舗の経営に関わる者が契約者となって導入されたキャッシュレス決済であれば、交付対象になります。

Q9 キャッシュレス決済提供事業者は、国内の事業者に限るのか。

A9 交付対象期間中に、キャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約が締結されている場合は、海外のキャッシュレス決済提供事業者でも、交付対象の要件を満たします。

Q10 市税等を滞納している場合は、交付対象とならないのか。

A10 本支援金の交付の決定に際して、申請者の市税等の滞納の有無を調査し、滞納（滞納による分割納付を含む。）が確認された場合は交付の対象外となります。

ア 中小企業者又は小規模企業者である場合 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

イ 個人事業者である場合 市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

Q11 黒石市に住所を有していない場合は、直近年度の納税証明書を添付することになっているが、市税等を納付した際に受ける領収書を、納税証明書に代えてもよいか。

A11 市税等の領収書は、納期が到来した市税等を納めた証明にはなりますが、その方に賦課される市税等に滞納がないことを証明するものではありません。

黒石市に住所を有していない方は必ず、住所地の市町村役場が発行する直近年度の納税証明書を添付してください。

Q12 キャッシュレス決済の導入の完了は、何をもって確認するのか。

A12 交付対象となるキャッシュレス決済のサービスが使用可能となっていることがわかるように、店頭で専用のQRコード等が掲示していることが確認できる写真を、申請書に添付していただきます。

Q13 申請期限はいつまでか。

A13 令和4年2月7日（月）までに、必要書類を全て揃えて申請してください。

なお、予算額を超えた時点で、申請の受付を終了します。

(問い合わせ先・申請書提出先)

〒036-0396 黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号 黒石市産業会館 3 階

黒石市商工観光部商工課 TEL 0172-52-2111 (内線 641、642)